

曲直瀬玄朔の著作の諸問題

『山居四要抜粹』『濟民記』は玄朔の著作か

遠藤 次郎・中村 輝子

〔要旨〕初代曲直瀬道三の医学を継承した曲直瀬玄朔(二代目道三)の著作を再検討し、以下の結果を得た。(一)『濟民記』『山居四要抜粹』『意伝普救録』は初代道三の著作であり、玄朔のものではない。玄朔はこれらに対し、校訂(『濟民記』)、再編纂(『山居四要抜粹』)、製作(『意伝普救録』)をおこなった、と推定される。(二)『伝心方法』・『惠徳方』・『常山方』の三者は同一内容を有する医方書である。(三)玄朔は晩年に『旧新雑方』『医方繩墨』『医法権衡』といった処方集を著している。これらは初代道三から継承した「旧方」と、新渡来の「新方」を合体させた内容である。(四)玄朔の代表作『医法明鑑』はほとんど「旧方」で構成されている。(五)玄朔は初代道三の医書が余りに多く、臨床上不便であることから、平易でコンパクトな医方書を製作することに心掛けた。(六)玄朔は、初代道三が開拓した医療の本来以外の、本草、食物、鍼灸、養生等の分野を積極的に開拓した。

キーワード——曲直瀬玄朔、『濟民記』、『山居四要抜粹』、『常山方』、『医法明鑑』

はじめに

曲直瀬玄朔（一五四九—一六三二）は二代目道三とも言われ、初代曲直瀬道三の医学を継承して発展させた人物として著名である。さらに、当時の天皇や著名人を治療したことから、臨床家としてもその名を残している。彼の著作数は初代道三には及ばないものの、数多くの医書が玄朔の著作として知られている。しかしながら、これらを仔細に検討すると、実は初代道三の著作であったり、初代道三の医書を増補改訂したものであったりする例が少なくない。本稿では、これらにまつわる一連の医書をとりあげ、それらの本来の著作者、ならびに、それらの成立の経緯を再検討するとともに、玄朔の著作の特徴を明らかにした。

一 玄朔著と誤認されることの多い道三著『医学指南篇』（『十五指南篇』）

今日においても、しばしば、『医学指南篇』が曲直瀬玄朔の著作と誤認⁽¹⁾⁽²⁾されている。富士川游『日本医学史』でも、また、近年出版された本書の影印本の解説においても、玄朔の著作とされている。⁽³⁾しかしながら、すでに小曾戸洋氏が指摘されたように、⁽⁴⁾本書は初代一溪道三の著作である。永禄七年（一五六四）、本書は『医工指南』という名で、初代道三によって著され、元亀元年（一五七〇）、『治法指南篇』という名に改められている。この他にも本書にはいくつかの異なる書名がある。『医学指南篇』、『十五指南篇』、あるいは『十五卷』は、皆、『医学指南篇』の別名である。⁽⁵⁾⁽⁶⁾慶長年間（一五九六—一六二四）に活字印行されたものが今日に伝わっており、恐らくは、この版本の年代から、その時代に活躍した玄朔の著作と推定されたとみられる。

本書の冒頭（勤学の次序）に「広く内経を閲し、普く本草を窺う。診切は王氏の脈経を主とす。処方ば張仲景を宗とす。用薬は東垣を専らとし、なお潔古に従う。諸証を弁治するには丹溪を師とし、なお天民に従う。外感ば仲景に法る。内

傷は東垣に法る。熱病は河間に法る。雜病は丹溪に法る」という記述がある。この記述に基づき、玄朔の医学の特徴は「一家に偏執しない」点にあると言われてきた。しかしながら、初代道三は『啓迪集』において六四種もの医書を用いており、この段階ですでに「一家に偏執しない」医学が確立していたと見るべきであろう。^⑦

二 『山居四要拔粹』を玄朔の著作と見ることの問題点

『山居四要拔粹』は、元の王汝懋の編著になる養生書、『山居四要』を抄訳したものであり、天正二十年（一五九二）に曲直瀬玄朔によって著されたとされている。本書を著した由来について、玄朔は跋文で次のように述べている。

「日本国前博陸殿下将撃大明、既被遣前駆於朝鮮矣。于時芸陽大守宰相羽林郎豊臣輝元公在開寧県而偶尔得沈痾、予依殿下之命、不遠命不遠千里于以療之、経歴密陽館之日、幸得山居四要一部、披而觀之則飲食起居之妙術、保生治疾之藁方、常銘座右而寅昏可玩味之書也、相公聞之就予請以倭語□写焉、不克辞讓而走兔毫以応公求云爾。天正二十年竜集壬辰仲冬下澣、日東洛下、延命院玄朔書于開寧青秀楼下^⑧。これを補いながら読み下すと、以下のようになる。「日本の前博陸殿下（前関白殿下、豊臣秀吉）は大明を撃たんとして、既に前駆を朝鮮に派遣せられた。時に芸陽の大守宰相羽林郎（近衛府の中將）豊臣輝元（毛利輝元）公は、開寧県に在って、偶々沈痾を発して苦しんでいた。予は太閤殿下の命によって、命をうとんぜず、千里を遠しとせず、その治療に赴いた。めぐり歩いて密陽の館にいたある日、幸いに『山居四要』の一部を得た。これを披いて観ると、則ち飲食起居の妙術、保生治疾の藁方、常に座右に銘じて寅昏（朝夕）熟読頑味すべき書である。輝元公はこれを聞いて予に倭語を以て写しを懇請された。断り切れず、筆を走らせて輝元公の希望に応えた。天正二十年竜集壬辰仲冬下澣、日本国洛下延命院玄朔、開寧青秀楼下に於て書す。」

この跋文では、玄朔が朝鮮に向いた折、『山居四要』を見出し、抄訳本を著したことを記している。しかしながら奇妙なことに、曲直瀬家の家記を記した『当流医学之源委』では、天正二〇年を遡ること一〇年に、本書が初代道三によ

つて著されたことを、次のように記している。⁽⁵⁾

「庠主（玄朔）旅行而学徒閉窓而閑然矣、故予（二溪道三）強勉苦老声、勤講八十一ヶ条茶話也／壬午（天正十年）四月朔。又隔数日、拔懋遯齋山居四要以講之、便名山居四要抜粹焉、同月八日」（カッコ内、ならびに傍線は筆者らによる）

『山居四要抜粹』の跋文と『当流医学之源委』の記述のいずれが妥当か、道三関係の資料を用いて検証し、以下の点を明らかにした。

（一）玄朔によって『山居四要抜粹』の跋文が書かれた天正二〇年以前の道三の著作の中に、『山居四要』が引用されている。道三の著作のうち、『医燈藍墨』（『弁証配剤医燈』、一五六四—一五七二）、『切紙』（二五六七）、『広観摘英集』（一五七〇）、『医家要語集』（一五七二）、『啓迪集』（一五七四）、『意伝普救録』（二五八〇年以前）、『医術宜弁類』（一五八一）において、『山居四要』からの引用を確認した。

（二）初代道三が門下生に授与した「截紙」の目録の中に「次截紙之外、茶話、山居、炮炙論、針灸禁穴解」との記述を見出した。⁽⁶⁾「茶話」と「山居」とが並んで記されていることを参考にすれば、「茶話」は『八十一ヶ条茶話』⁽⁷⁾、「山居」は、『八十一ヶ条茶話』の八日後に著された『山居四要抜粹』と推測される（本節の『当流医学之源委』からの引用文中の傍線部参照）。

（三）初代道三が講義に用いた医書名を記した「道三在洛講釈之記」の中に、「茶話、山居」を見出した。⁽⁵⁾

以上、（一）～（三）の結果から、初代道三は『啓迪集』を著す以前に、すでに『山居四要』を入手していたことが示唆され、また、その抜粹本も天正一〇年（一五八二）に初代道三によって著されていたと見るのが妥当である。したがって、『山居四要抜粹』の跋文をそのまま受け取ることは適切ではない。

三 『山居四要抜粹』 玄朔説の経緯

玄朔が秀吉の征韓の役に従って文禄元年（一五九二）に九州肥前名護屋に赴いたことは諸書に記されている。「山居四要抜粹」が文禄朝鮮の役と絡んでいることから、著者らは『今大路家記鈔』にみられる次の記述に注目した。

「叡覧に備る啓迪集、其後乱亡の頃紛失す。秀吉公、高麗征伐の時、朝鮮の文庫を発て書万卷を取る。其の間に右の啓迪集並びに拙庵壺印あり。秀吉公これを奇とし、啓迪集と印とを玄朔に賜ふ。今家伝の啓迪集即ち是なり。一溪の真跡あり。」

この記述が事実か否かは別にして、これは道三の医学がすでに朝鮮にまで及んでいることを主張せんがための政治的な記事と見なすことができる。

この例を参考にするならば、玄朔が朝鮮で『山居四要抜粹』を著したという話にも同様な政治的側面が隠されていると推察される。ただし、玄朔が初代道三の著作を偽って自分のものとして世に出したと決め付けるのは早計であろう。玄朔の他の著作でも、初代道三の著作を底本として再編纂している例が多い。したがって、この場合も、初代道三が編纂した『山居四要抜粹』を直接あるいは間接に参考にしながら、政治的な脚色も交えて、自分なりの『山居四要抜粹』を編纂したと考えるのが妥当と考える。このように見るならば、玄朔による『山居四要抜粹』は初代道三によるその第二版ということになる。

四 『済民記』を玄朔著とすることの問題点

本節では、玄朔のはじめての著作といわれる『済民記』について検討したい。本書には次の跋文と著作年が記されている。

「右三巻於紀州粉河原寺、摘王永輔惠濟方、虞天民医学正伝等萃要、以卑俚字辭記之、意欲導初学蒙侶而已。天正元歲次癸酉中」

この記述から、本書は天正元年（一五七三）に、王永輔の『惠濟方』と虞天民の『医学正伝』の記述を中心に、編纂されたものであることがわかる。一般に見られる版本には著者名はないが、大阪市立図書館石崎文庫所蔵の古写本には、跋文の最後に「天正元歲次癸酉中元旦、玄朔」と記されている¹⁰。しかしながら、『済民記』を玄朔が著したとするには問題が多い。

その一つは、本書を著した時の玄朔の年齢である。もしこの記述が正しいとすれば、本書は玄朔の二五才の時の著作ということになる。二五歳の若輩が、跋文にあるような、「初学蒙侶を導かんと欲す」と記すであろうか。

もう一つの問題は、本書の著作年が初代道三の『啓迪集』が著された一年前にあたる点である。果して、初代道三が彼の代表作『啓迪集』を著す前に、二代目道三を継承する玄朔が医書を著したであろうか。玄朔が初代道三の孫女を娶り、養子となったのは天正九年（一五八一）であり、同年、初代道三は隠居した家督を玄朔に譲っている。さらに、天正一二年（一五八四）に至って、初代道三は自分の所持していた医書をことごとく玄朔に譲っている¹¹。『曲直瀬家記』をみてわかるように、『旧新雜方』、『伝心方法』、『医方繩墨』など、玄朔の代表的な著作のすべてが初代道三の卒後（一五九四年）に著されている。前節で述べた『山居四要抜粹』のような再編纂書の例でさえ、初代道三がすべての医書を譲った天正一二年以降である。

五 『済民記』と『恒民粹』・『医燈藍墨』との比較

『済民記』が玄朔の著作であるか否かを検討するために、本節では、『済民記』とほぼ同時期に著された初代道三の著作『恒民粹』ならびに『医燈藍墨』を『済民記』と比較した。

初代道三は『啓迪集』を著す以前に、虞天民の『医学正伝』をかなり勉強したらしく（久執於天民正伝、日夜閲之診脈弁証療紀既明載于啓迪⁵）、その成果を『恒民粹』としてまとめている。「恒」、「民」は『医学正伝』の著者、虞天民（恒徳老人）の名に由来し、「粹」は拔萃の意味である。

『恒民粹』の書名の付け方を参考にすると、『済民記』の書名の意味も推定できる。すなわち、本書は王永輔の『惠濟方』と虞天民の『医学正伝』を中心に編纂されているので、「済」は『惠濟方』から、「民」は虞天民から、ともに一字ずつを採ったとみられる。『恒民粹』は元龜三年（一五七二）頃に著されたと推定され、『済民記』が著された時とほとんど同時期に当たる。引用医書からも、書名の付け方からも、『済民記』は、『恒民粹』と同様、初代道三の著書である可能性が高い。

次に、初代道三が『啓迪集』を著す以前の彼の医方書、『医燈藍墨』（以下、本稿では『医燈』と記す）と比較してみたい。本書がはじめて著されたのは永祿七年（一五六四）であり、元龜二年（一五七二）に『診察弁証』あるいは『弁証配剤医燈』と改名されている⁶。本書の跋文を示すと、次のようである。

「撮取（¹医学）正伝惠濟（方）医林（集要）之至要而或弁陰陽表裏或察虛寒熱或別血氣盛衰或分貧賤苦樂或異上下左右或区老少男女或明吉凶順逆而即光賢擬藥以墨記之年來予親用而每効配劑以藍記之治病用藥之時欲使姪孫一覽如指掌而已時元龜第二辛未年冬日南至／日東洛下 雖知苦齋 蓋静翁道三」（傍線ならびにカッコ内は筆者らによる）

この跋文から、『医燈』が『医学正伝』や『惠濟方』などを中心に編纂されたことがわかり（傍線¹）、本書が『済民記』と同類の医書であることがわかる。実際に両書の本文を比較してみると、引用文が共通しているだけでなく、病証に対する処方あるいは薬物の配当においても、共通性を見出せる。

また、傍線ⁱⁱの「姪孫に一覽せしめんと欲す」という記述に注目したい。道三の直系は早逝し、医業を継いだのは道三の「姪孫（兄弟の孫）」に当たる玄朔であった¹⁴。したがって、この跋文での「姪孫」は玄朔を指すと考えられる。『済民

『記』の一年後に著された『啓迪集』でも「唯、是れ庵下の姪孫を啓迪せんと要す」と記している。⁽¹⁵⁾『済民記』が著された当時は、初代道三が玄朔に対して自らの著書を授けていた時期であり、玄朔が医方書を著す時期ではなかったことがわかる。⁽¹⁶⁾

六 『済民記』と田代三喜関連の医方書との関係

『済民記』が主に中国の医書である『医学正伝』や『惠濟方』を引用していることはすでに述べた。さらに、本書を日本の医書と比較した結果、次の医書と類似していることが明らかとなった。⁽¹⁷⁾その医書とは、『授蒙聖功方』（一溪道三、一五四七年）、『医燈藍墨』（一溪道三、一五六四年、一五七一年）、『師語録』（一溪道三、一五七三年以前？）、『啓迪集』（一溪道三、一五七四）である。

ここで注目されるのは、四医書のうちの二医書が、初代道三の師匠、田代三喜と関連している点である。著者らがすでに報告したように、『授蒙聖功方』と『師語録』は田代三喜の原『和極集』に極めて近い。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾田代三喜とのかかわりは初代道三が関東留学中のことであり、玄朔はまったく関与していない。『済民記』にみられる田代三喜の著作との深い関連は、本書の原著者は玄朔ではなく、道三であることを示唆している。

七 古写本『済民記』に記された「玄朔」の意味

『済民記』の大半は各病門の察証弁治を述べているが、各病門の最後付近では灸法を記し、次に飲食の宜禁を述べている。察証弁治の部分は、『済民記』の跋文にある「本書は『惠徳方』と『医学正伝』の萃要を記した」という記述に該当するものの、灸法と飲食の宜禁の部分はこれに該当していない。このことから、察証弁治と灸法・飲食宜禁とは区別して考える必要がある。

これまで明らかにしてきたように察証弁治については玄朔の関与はほとんど考えられないが、飲食の宜禁については玄朔の関与が考えられる。その理由を挙げると以下のようである。飲食の宜禁を著すときの参考文献は、初代道三著『宜禁本草』と推定される²⁰。『宜禁本草』は『済民記』を遡ること七年、一五六六年頃の成立とみられる²²。一方、初代道三は同時期に『薬性能毒』を著している。この『薬性能毒』の校正は、玄朔が一五七一年に行なっている（「右之一部一溪居士常用之薬味也、元亀二年（一五七二）之秋、予（玄朔）校正之矣」²³）。『済民記』の二年前にあたる。この他にも、初代道三の本草関係の著作を玄朔が校訂したり増補したりした例は少なくない²³²⁴。

これらのことを考慮すると、初代道三が『済民記』の飲食の宜禁をまとめるに際し、何らかの形で玄朔が関与したとみることができる。玄朔の著作の中には、本稿一四節『食性能毒・日用灸法』で述べるように、『済民記』の灸法や飲食の宜禁に近似した内容が認められる。以上のことから、『済民記』の古写本に「玄朔」とあるのは、玄朔が本書の灸法ならびに飲食宜禁の部分を校訂または増補したことに由来する、とみるのが妥当であろう。

八 『意伝普救録』における玄朔の役割

玄朔の医学入門書として、しばしば、『意伝普救録』が挙げられる²⁵。本書は、勤学篇、診候篇、医法篇、弁剂篇、察証篇、弁治篇、婦人篇、小児篇、養生篇から成る。この構成は初代道三の『医学指南篇』の構成に類似している。本書の増補本に天正八年（一五八〇）の年記があるところから、本書はそれ以前の成立ということになる。これが正しければ、初代道三が存命中に、玄朔は本書を著したことになる。このことは玄朔の医書の中では珍しい例である。

初代道三の門人、樅庵寿泉が書いた『意伝普救録』増補本には「京国東井朔公、出此集、見示予、繙看之、老師一溪翁於諸書中抜粹者一百七十五條、類聚而作九篇、頭之曰『意伝普救録』矣」との跋文がある。これを参考にすれば、本書は初代道三によって著されたものと見なければならぬであろう。本書が玄朔の著作と誤解された理由は、本書の

識語、「斯一部者、延寿庠主之製作也」の「製作」を「著作」と理解したためと考えられる。次の第九節で述べる『惠徳方』の跋文の例でも示すように、製作者と著作者は区別しなければならない。『意伝普救録』の著者は初代道三であり、製作者は玄朔とすべきであろう。

九 『惠徳方』

玄朔は文祿四年（一五九五）から慶長二（三年）（一五九七）一（五九八）にかけて、常陸国に流罪になっている。本稿の第九節から第一四節では、この間に彼が著した医書を中心に検討したい。

『惠徳方』は玄朔によつて著された代表的な医書の一つといわれている。本書の版本には著者名が記されていないが、一部の写本には以下に示す玄朔の跋文が附されている。⁽²⁶⁾

「此書乃為安齊道惠公所製作也、公世為備陽人、少好武芸功名既成而漸近知命、忽辞家業、立志於医、求師東西馳獵矣、⁽¹⁾時予偶遊東海之畔、公聞以寄居於同邑、於此寅昏診候證治之枢機然而着此一部目曰惠徳方、易曰有孚惠我徳庶幾、公常翫味斯書、以惠心之徳自達保命之道、⁽ⁱⁱ⁾旁救郡生之患故又以惠為公之諱、公以予草書之本見写之、予遂周覽間有上下千十之誤則悉刊而改之、⁽ⁱⁱⁱ⁾功莫溘啓発云爾、于時慶長二年歲次丁酉（一五九七）孟春初吉、洛下延命院法印玄朔敬識」

この跋文より次の点が明らかとなる。

- ・玄朔が常陸国に配流されていた折、「東海之畔」で安齊道惠に出会った（引用文 i）。
- ・安齊道惠は玄朔が持っていた一つの「草書の本」を写し、これを『惠徳方』の名で刊行した⁽²⁷⁾（引用文 ii）。
- ・『惠徳方』の刊本は慶長二年（一五九七）以前と推定される（引用文 iii）。

跋文の内容からでは、玄朔が持っていた「草書の本」が玄朔自身の著作であるか否かは明らかでない。今日では『惠徳方』は玄朔の著書という点で議論の余地がないように受けとられているが、不思議なことに、江戸の書籍目録では（一

六七〇、一六七二、一六七五、一六九二、一六九九年)一溪道三の著作とされている。⁽²⁸⁾そこで、次節において玄朔が所持していた「草書の本」について検討した。

一〇 稀書『伝心方法』と『惠徳方』との一致

『伝心方法』は著者名がないことから、これまではほとんど注目されなかつた。『国書総目録』によると、本書は九州大学の図書館にしかみられない稀書である。近年、長野仁氏によつて、本書が玄朔の関連医方書であることが明らかにされた。⁽²⁹⁾

玄朔は常陸国に配流されていたときの文禄五年(一五九六)閏七月に、嗣子の元鑑に「掟(曲直瀬玄朔掟書十六カ条)」と「玄朔印可伝授附与状」を送つて⁽³⁰⁾いる。後者において、玄朔は、初代道三から稟受した医書(啓迪集)「切紙」『医学正伝』『丹溪心法』『玉機微義』『証類本草』『医林集要』と、玄朔が自ら著した『伝心方法』を元鑑に附与する、と記している。⁽³¹⁾著者らは玄朔の書状に見られる『伝心方法』が如何なるものであるかに興味を持ち、九州大学所蔵の同書を調査し、本書と『惠徳方』とが同一の内容であるという意外な結果を得た。

『伝心方法』と『惠徳方』が同一書であるという立場からみると、次のことを推定できる。「玄朔は、文禄五年(慶長元年)に元鑑に『伝心方法』を附与し、翌年、手元にあつた草稿本を安斉道恵に手渡し、『惠徳方』の名で出版させた」。このような流れから考えると、第九節の引用文iiの「草書の本」は草書体の本の意味ではなく、『伝心方法』の草稿本と解すべきであろう。

一一 『常山方』と『伝心方法』(『惠徳方』)との比較

玄朔は常陸国に配流された折、山中の住居で『常山方』を著したと言われている。その書名に状況が込められている。

著者らは、このことに着目し、玄朔が常陸国で著したといわれる『伝心方法』（第一〇節で明らかにしたように『惠徳方』と同じ）と『常山方』を比較した。その結果、『伝心方法』（『惠徳方』）と『常山方』は、前者は仮名交じり体、後者は漢文体の違いはあるものの、内容は同じであることが判明した。

一般に見る『常山方』は曲直瀬玄淵（玄朔の曾孫）が増補したものである。本書には玄淵の序文があり、玄朔が常陸国に流されていたときに著した（予曾祖東井先生文禄中有故謫居常山杜門著書名之曰常山方）と記している。この記述は文禄四年から五年にかけて『伝心方法』が著されたことに一致する。『伝心方法』を附与された元鑑が玄淵の祖父に当たることから、『伝心方法』が『常山方』の名で、孫に継承された可能性が高い。

なお、今日見る『常山方』は全一二巻よりなる大部の医方書であり、玄朔の医学の集大成という印象を与える。しかしながら、その多くは玄淵による増補部であり、原本は『伝心方法』と同様、三冊よりなるものであった点は注意すべきである。

一一 『伝心方法』（『惠徳方』）を著した意図

玄朔が常陸国に配流された折に『伝心方法』（『惠徳方』）を著した意図を以下に示す書状の中に見出すことができる。¹¹これは慶長元年六月、玄朔が北村宗竜に宛てたものである。

「尚々、旧冬以来医書一冊書立申候、当流之書物余数多にて、療治候時¹²いづれも見申候者すミ可申とも難弁候間、不斷葉箱二入、療治候時只一冊見申、すミ申様二仕、玄鑑二附属候、今度之牢人之徳と存候、誠塞翁か馬にて候、今度之牢人ハ、拙者医道今一代も可相続故かと、天道難有存候、其書物懸御目度候、但余近道ニ專過候て、人ニ見すへき物ニあらず候、家の重宝ニ候、但おかしく可被思召候、拙者心にハ随分と存候、以上」（慶長元年）六月一三日¹³」

この書状から、玄朔は常陸国の配流をきっかけに自分流の医方書を著そうと思ひ立つたことが理解される（引用文 i・

iii) 初代道三の医書は余りに多いため、治療の時にどの本を見ればよいか判断し難い。そこで、自分は、不断薬箱に入れておけて治療の折にはその一冊を見れば済むような平易でコンパクトな医方書(「伝心方法」)を書き上げた(引用文ii)。人はどう思うかわからないが、自分では結構満足している(iv)、といった内容のことを述べている。

この書状の「平易でコンパクトな医方書」の内容を『伝心方法』(「惠徳方」)によって検証すると、本書の主たる内容である察証弁治に加えて、灸治が各病門に整備されており、一つの医方書の中に質の異なる要素を合体させていることがわかる。

なお、玄朔が自分なりの医方書を著そうとした要因の一つとして、玄朔が常陸の国に配流された一年前に初代道三が他界していることが挙げられよう。『医法明鑑』などの厳密な意味で玄朔の著作といえるものが初代道三の卒後に著されていることも、これを裏付ける。

一三 士民のために著された『延寿撮要』

玄朔が配流されていた折に著された中に、もう一つ、『延寿撮要』が知られている。本書には以下の玄朔の跋文がある。此書者僕在関左之日、偏州下邑之者、不知養生之道、不幸而致天横、故愛憐之心最深、仍檢延寿之数帙、聚枢要之語、名之以延寿撮要、為便見聞、以倭字書之、旋洛之後、此一巻忝歴觀覽、何幸加焉、伏希広頒華夷、普授士民、人々長保仙寿規祝不淺也、謹以記歲月云爾、慶長己亥(四年、一五九九)立夏之節、法印玄朔。

この跋文から、玄朔が常陸国に配流されていた際(引用文i)、その土地の人の救済のために何冊かの養生書を参考にしながら、その要をとって『延寿撮要』を編纂したこと(引用文ii)、また、京都に戻った後、本書が天皇の勸覧に入り、多くの士民に読んでもらうように慶長四年に活字化されたこと(引用文iii・iv)がわかる。

本書は玄朔が常陸国に配流された折の医書の特徴の一つを備えている。それは、一般大衆に対する救済の意味合いが

強い点である。前節までに見てきた『伝心方法』（『惠徳方』）が玄朔の医学を子孫に継承させることを主眼にいた点とは傾向を異にしている。

常陸国から元鑑に送った「掟（曲直瀬玄朔掟書十六ヶ条）」に、「一、療治被仰付御方有之者、不限貴賤可入精、イカニ卑賤ノ者ナリトモ、病者ハ我身ノ主君ト心得ヘシ、惣別医道ハ仁術ナル故ニ名利ヲ本トセス、以救人為心者也、此一義、朝暮ノ看經ニ可仕事」とある。¹¹玄朔自身が流罪の身となり、傷心の中から弱者を憐れむ気持ちが強まって、『延寿撮要』を著したとみられる。

一四 『食性能毒・日用灸法』

玄朔の著作の中で、後の時代にまで影響を与えた大衆向けの医書として、『日用食性』を挙げることができる。本書は次の三〜四つの書物を合冊にしたものである。その一つは『日用食性』であり、これは『日用食性』とともに『食性能毒』を含む。二つ目は『諸疾宜禁集』、三つ目は『日用灸法』である。

この合冊本の初刊は玄朔没後の一六三三年である。しかしながら、それ以前、玄朔が常陸国にいた時、あるいは、帰洛したその年の慶長二年（一五九七）に、自身で『食性能毒』と『日用灸法』を合冊にして著している。¹²

『日用』という表題からもわかるように、これらの内容は、一般庶民の日常食の素材についての知識や能毒、病になつたときの飲食の宜禁、簡便な灸の知識について述べたものであり、『延寿撮要』と同様、本書が一般大衆の救済の意図で編纂されたことは明らかである。

『日用食性』が合冊本である点も注意を要する。このことは、第一二節で示した北村宗竜に宛てた書状にみられる「只一冊を見れば済む」という見方に基づくとみられる。後節でも述べるが、玄朔の著作の中には「合わせた」性格のものが多く、本書はその典型的な例といえる。

『諸疾宜禁集』で注目されるのは、本稿第四〜七節で述べた『済民記』との共通部分の多さである。「諸疾宜禁集」の病門の配列は『済民記』と同じであり、また、個々の記述も『済民記』の飲食の宜禁を増補したものである。玄朔が初代道三の本草関係の著書を盛んに校訂あるいは増補をしたことはすでに述べた。玄朔が精力を注いだのは本草(食物も含む)ばかりでなく、灸法についても言える。さらに、本稿で扱った『山居四要抜粹』や『延寿撮要』が養生書であることを考慮すれば、玄朔は、初代道三が開拓した医療の本道(内科以外の分野、すなわち、本草、食物、針灸、養生などを積極的に開拓しようとしたと見られる。

一五 帰洛後の玄朔の著書の特徴―『旧新雑方』・『医方繩墨』・『医法権衡』―

玄朔が常陸国に配流されていたときに、嗣子の元鑑のために『伝心方法』を著したことはすでに述べた。京都に戻ってから、玄朔は他の子や孫のために医書を著している。元和七年(一六二二)に次男玄益に『旧新雑方』を、元和八年(一六二二)に嫡孫の親昌に『医方繩墨』を、寛永六年(一六二九)に姪孫の玄隆に『医法権衡』を、それぞれ与えている。これらの三書はどれも上・中・下巻の三巻から成り、内容的に重なり合う部分が極めて多く、同類の医書として扱うことができる。この中で、『医方繩墨』の跋文に次のような注目すべき記述が見られる。

「此書者予嘗校検旧新之医方数帙而摘貢萃成三冊、目之以医方繩墨……」

帰洛後の『旧新雑方』・『医方繩墨』・『医法権衡』と常陸国での『伝心方法』との間には、二五〜三〇有余年の隔たりがある。この間には『万病回春』や『本草綱目』などの新しい医書が中国から日本に導入されている。玄朔は、これらの医書を「新方書」、初代道三から継承した医書を「旧方書」としている。

「旧方書」・「新方書」という観点で、『伝心方法』と『旧新雑方』などの内容を比較すれば、『伝心方法』には初代道三の『授蒙聖功方』・『師語録』・『医燈』・『啓迪集』・『安智心法伝』などと重なる部分が非常に多い。このことから『伝心

方法」は「旧方書」を再編纂したものとみなすことができる。これに対して、『旧新雑方』・『医方繩墨』・『医方権衡』に収載された処方とは、『医学正伝』、『医林集要』、『恵濟方』、『全九集』などの「旧方書」に由来するものだけでなく、『万病回春』、『本草綱目』などの「新方書」に由来するものも多い。このように「旧方書」と「新方書」の処方を合体させた内容は、『旧新雑方』という書名、引用した『医方繩墨』跋文に見られる「旧新之医方」という表現とも一致している。さらに、帰洛後の三書の特徴として、察証并治の記述が認められないことが挙げられる。『伝心方法』では察証并治の議論が中心におかれ、処方はその議論の中に組み込まれているに過ぎない。これに対して、『旧新雑方』などの三書は、はじめに病の総論を、次にその病門の処方を羅列する形式を採っている。これらのことから、玄朔は、初期には初代道三の医学を継承して察証并治を基本としていたものの、晩年には難解な察証并治を避け、一般的な既存の処方を使う医学へと変っていったことがわかる。この変化は、玄朔が平易な医学を目指したあらわれと見ることができよう。

一六 『医法明鑑』の成立年代への疑問

『医法明鑑』は「伝心方法」(『恵徳方』)とともに、玄朔の代表的な医方書とされ、全四巻からなる比較的大部の書である。本書は二七の病門に分けられ、各病門の初めに医論を記し、次に処方を羅列する形式を採っている。医論ならびに処方に出典が記されているので、由来を明らかにすることができる。それによれば、『医学正伝』・『医林集要』・『恵濟方』・『玉機微義』などからの引用が多く、その他に、『全九集』・『明医雑著』・『丹溪心法』・『集驗方』・『外科精要』・『外科精義』などがみられる。これらの引用医書の種類ならびに引用頻度などは、ほぼ『啓迪集』に類似している。一方、本書には「新方書」からの引用がほとんどなく、わずかに『万病回春』と『本草綱目』から、各々一例ずつ引用されているに過ぎない。

『医方明鑑』の初版は寛永初頃と推定されている⁴⁾。しかしながら、この頃には、すでに「旧方」と「新方」のまじった

『旧新雑方』や『医方繩墨』が著されている。そのような時代に、ほとんど「旧方」だけの本書を著したとは考えにくい。本書の成立に関し、『一溪道三記』³¹⁾より一六〇八年以前に著されていたと推定される。この時期は、『万病回春』や『本草綱目』の出まわりはじめた時期(一六〇〇〜一六〇八年頃?)³²⁾にあたる。この頃に編纂されたとみれば、『医方明鑑』に「新方」が僅かしか収載されていないことを無理なく説明することができる。

「旧方」だけからなる『伝心方法』(『惠徳方』)が察証弁治を基本とした医学体系を述べ、「旧方」と「新方」を合体した『新旧雑方』は処方を選列する形をとっていることはすでに述べた。『医法明鑑』はその間に位置するが、本書においてすでに処方を選列する内容になっている。このことは、察証弁治を基本とした玄朔の医学体系が比較的短かったことを示唆している。

おわりに

曲直瀬玄朔の前半期の医学は初代道三の医学に隠れ、その存在を確認することが難しい。これに対して、常陸国に流罪になったことをきっかけとして、玄朔は医学の大衆化と普及を目指して、自分流の医学を意識するようになった。彼の著作に、本道(内科)の治療と食物の宜禁や鍼灸治療を合体させた平易でコンパクトな治療書や、一般士民のための養生書が見られるのは、このためである。厳密な意味で玄朔の著書と言えるものは、常陸国へ流罪になった以降のものである。

謝辞

本研究をすすめるに当たり、種々のご協力と貴重なご助言を賜りました平塚の後藤志朗先生に深謝します。また、諸文献ならびに適切な御助言を賜りました北里研究所東洋医学総合研究所の小曾戸洋先生、茨城大学の真柳誠先生、森ノ

宮医療学園専門学校の長野仁先生、諸文献の閲覧、複写のご許可をいただいた武田科学振興財団杏雨書屋、京都大学医学部図書館に感謝します。なお、本研究は文部科学省科学研究費特定領域研究「我が国の科学技術黎明期資料の体系的調査研究」（研究番号一四〇三三一〇四）の一環で行なった。

文献および注

- (1) 安井広迪編集・解説『近世漢方治験選集 二 曲直瀬玄朔』名著出版、一九八五。
- (2) 矢数道明『近世漢方医学史』名著出版、一九八二。
- (3) 大塚・矢数編集『近世漢方医学書集成 六 曲直瀬玄朔』名著出版、一九七九。
- (4) 小曾戸洋著『日本漢方典籍辞典』大修館書店、一九九九。
- (5) 『当流医学之源委』杏雨書屋所蔵。
- (6) 京都府医師会編『京都の医学史』二二一〜二七五頁、思文閣出版、一九八〇。
- (7) 遠藤次郎、中村輝子「曲直瀬道三の前半期の医学」『日本医学雑誌』四五卷三号、一九九九。
- (8) 京都大学富士川文庫所蔵『山居四要拔萃』、サ・一二〇。
- (9) 『曲直瀬家記』「正盛」(初代道三)の著作にみられる「永日九九茶話」も同一書と推定される。
- (10) 静嘉堂文庫所蔵本の『済民記』は「半井道三撰」となっている。
- (11) 宮本義己「豊臣政権の番医」『国史学』一三三号、五八〜八八頁、一九八七年。
- (12) 『当流医学之源委』(前掲文献5)では、『摘英集』(元亀元年)と『要語集』(元亀三年)とともに『恒民粹』と記していることから、本書の成立は元亀三年(一五七二)頃と推定される。
- (13) 杏雨書屋に所蔵されている『医燈藍墨』と『弁証配剂医燈』を比較すると原本は同じであったことが判明した。また『診察弁証』の名は『弁証配剂医燈』の跋文の前に記されている。
- (14) 『寛政重修諸家譜』、『曲直瀬家譜』では玄朔を道三の「姪孫」としている。
- (15) 前掲文献(2)、一五三頁では「姪」と「孫」を分け、前者に玄朔、後者に正純、正琳をあてている。

- (16) この他、一五七二年頃、守真(子)に対して『摘英集』と『要語集』を選集して授与している。一五八〇年に盛孝(孫)に對して『正心集』を授け、一五八一年に盛紹(孫)に『宜弁類』を授けている(『当流医学の源委』による)。
- (17) 『済民記』が『師語録』や『啓迪集』に近いことは、小山誠次氏が指摘している。小山誠次編『師語録』一五五〜一六三頁、たにぐち書店、二〇〇二。
- (18) 小山誠次氏は「『師語録』は初代曲直瀬道三が初学の門下生に口授し、その門下生(上方者に限る)が筆録して成立した書である。『師語録』の師とは初代道三のことである」と結論し、その論拠の一つに玄朔の著した『済民記』の一部と『師語録』が極めてよく一致するところから、『師語録』は玄朔を含む初代道三の門下生よりなると見なしている。しかしながら、本稿で明らかにしたように、『済民記』が初代道三により著されたとすると上述の結論は自ずと異なつてこよう。『済民記』と『師語録』との類似性から、『師語録』は『済民記』(一五七三年)以前に存在していたと推定される。成書の時期、ならびに、本書が田代三喜の『和極集』に極めて近いことから、『師語録』の師は道三の師匠、田代三喜を指す、と見るべきであろう。
- (19) 遠藤次郎、中村輝子「田代三喜著『和極集』の研究」『漢方の臨床』四六巻一号一四七〜一五九頁、一九九九。
- (20) 『済民記』の飲食の宜禁の食物の配列順が『宜禁本草』のそれとよく一致する。たとえば『済民記』咳嗽門「橘、柑、桃、李、林檎、楊梅、石榴、枇杷、胡桃、榲桲」など。
- (21) 小曾戸洋氏所有の『済民記』の古写本では、「宜」の食物は墨字で、「禁」の食物は朱字で書き分けてある。この形式は初代道三の『日用薬性能毒』(一五六六)で、すでに採用されている。
- (22) 『当流医学之源委』「对学侶使授与之次序」の中に、『宜禁本草』が「(医燈)藍墨」(一五六四)と「神術類」(一五六六)の間に記されている。
- (23) 『薬性能毒』杏雨書屋、乾五三二九。
- (24) 『薬性能毒』(一六〇八)の玄朔の跋文に「此書は先師一溪翁の作する所なり、…近ごろ本草綱目来朝す。予これを検閲し至要の語をひろうて又これに加え薬品を増添す」とある。前掲文献(23)参照。
- (25) 本書の研究はすでに長野仁氏により行なわれている。長野仁「曲直瀬家医学書覚え書」『針灸OSAKA』一五巻三号、二七五〜二八〇頁、一九九九。

- (26) 東京大学総合図書館『惠徳方』(V一、一一三六)。杏雨書屋『惠徳方』(研、一九〇六)。
- (27) この引用文では『惠徳方』の書名の由来を安斉道恵との関連で述べているが、あるいは、「惠濟方、恒徳老人」の関連でとらえることも可能であろう。
- (28) 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『江戸時代書林出版書籍目録集成』井上書店、一九六三。「聖功方」一溪叟撰、『惠徳方』同作」とある。
- (29) 『諸疾宜禁集』の原形は『迪蒙一統并古方配劑』(一六〇七)や梅寿撰『諸疾禁好集』(一六二六)の中に存在する。島田勇雄、吉井始子「日用食性」『食物本草大成』一卷一〜一八頁、臨川書店、京都、一九八〇。
- (30) 『旧新雑方』杏雨書屋、乾五三七三。『医方繩墨』、同、乾五三六九。『医法権衡』、同、乾六六一四。
- (31) 『曲直瀬道三家伝』(杏雨書屋、乾二一六)の叢書中の『一溪道三記』は慶長一三年(一六〇八)に書かれ、その中に「(玄朔)編撰之集数帙、医法明鑑四卷」とある。
- (32) 玄朔の医案集である『医学天正記』(二六〇七)を見ると、玄朔は、当時から、回春大柴胡湯、回春調和飲、回の芍薬湯、回の反胃の調気和中湯、順気湯(回春の痞満)、回の眩茯苓湯、鎮心湯(回春痢門)、回の麻木門加減八仙湯、調栄湯(回)、回補血湯、養神湯(回春の)、回痛経調気湯、回春の四物調経湯、回加味敗毒散、などと『万病回春』の処方を使っていることがわかる。
- (33) 国立民族博物館篠田統文庫に、慶長一二年(一六〇七)、玄朔により出版された『万病回春』が存在する。大島新一「新たに出現した古活字版『万病回春』について」『汲古』第二一号、七二〜八〇頁、平成四年、汲古書院。

Questions Relating to Manase Gensaku's Medical Writings

Did Manase Gensaku Write “Sankyoshiyo Bassui” and “Saiminki”?

Jiro ENDO and Teruko NAKAMURA

This study investigated the texts attributed to Manase Gensaku (1549-1631, the second Mamase Dosan), successor to the first Manase Dosan (1507-1594). The investigation yielded the following results:

- (1) “Saiminki,” “Sankyoshiyo Bassui” and “Iden Fukyuroku,” said to have been authored by Manase Gensaku, constitute the first Manase Dosan's works. Manase Gensaku is thought to have revised “Saiminki,” recompiled “Sankyoshiyo Bassui,” and published “Iden Fukyuroku.”
- (2) Manase Gensaku's medical writings, “Denshin Hoho,” “Keitokuho” and “Jozanho,” have the same contents.
- (3) Late in his life, Manase Gensaku wrote the pharmaceutical volumes, “Kyushin Zappo,” “Iho Joboku” and “Iho Kenko.” These books described pharmaceuticals that were described by Manase Dosan, as well as pharmaceuticals that were being developed at that time.
- (4) “Iho Meikan,” the most important work of Manase Gensaku, contains descriptions of almost all of the pharmaceuticals described by the first Manase Dosan.

- (5) The principal aim of Manase Gensaku was the production of straightforward, compact and convenient medical texts that could be used by clinicians. This was because most of Manase Dosan's medical texts were too extensive to be useful for practicing clinicians of the time.
- (6) In addition to working on aspects of internal medicine investigated by Manase Dosan, Manase Gensaku made radical improvements in disciplines such as materia medica, regimens, acupuncture and moxibustion.